

## 山梨県環境保全審議会運営規程 新旧対照表

新		旧		改正理由															
附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。		附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。		特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法は、平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不法投棄等による支障に対し県等が行う除去等について、国の支援措置を定めた時限法である。 その実施計画の策定については、県等は、平成 25 年 3 月 31 日までに環境大臣に協議しなければならないこととされており、本県において、新たに本法の対象となるものはないため、当該記載内容を削除する。															
別 表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>担 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃棄物部会</td> <td>廃棄物処理計画の策定に関すること</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		部会名	担 任 事 務		略	略	廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること	略	略	別 表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>担 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>廃棄物部会</td> <td>廃棄物処理計画の策定に関すること  <u>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		部会名	担 任 事 務	略	略	廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること <u>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること</u>	略
部会名	担 任 事 務																		
略	略																		
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること																		
略	略																		
部会名	担 任 事 務																		
略	略																		
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関すること <u>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に係る実施計画の策定に関すること</u>																		
略	略																		

## 山梨県環境保全審議会運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部 会)

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担任するものとする。

- 2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (部会の会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (世界遺産景観保全部会の会議の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

## (審議会への報告)

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

- 2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

## (部会の決議)

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

## (会議の公開)

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

## (庶 務)

第8条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。ただし、地球温暖化対策部会の庶務は、エネルギー局において処理する。

## (その他)

第9条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

- この規程は、平成12年11月10日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 9月 7日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

別 表

部会名	担 任 事 務
鳥獣部会	鳥獣保護事業計画の策定に関する事。 特定鳥獣保護管理計画に関する事。 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。 新たな鳥獣保護区の設定に関する事。 特別保護区の指定に関する事。 猟区の維持管理事務の委託に関する事。
温泉部会	温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事。 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事。 温泉採取の制限に関する事。
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関する事。
地球温暖化対策部会	地球温暖化対策実行計画の策定に関する事。
世界遺産景観保全部会	自然環境保全地区(世界遺産景観保全地区に限る。)内における行為の禁止等に関する事。 自然環境保全地区(世界遺産景観保全地区に限る。)内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。 自然環境保全地区(世界遺産景観保全地区に限る。)内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。